

# 農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業実施要領

制定 令和7年4月1日付け 7畜産第1805号  
改正 令和7年5月23日付け 7畜産第59079号

## 第1 目 的

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業は、香川県内の農畜産業事業者が自ら所有する外国人材の居住施設（以下「対象施設」という。）の新築、増築、改修工事を行う場合、また、対象施設の設備の新設、更新を行う場合に、経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費の一部について補助することにより、農畜産業事業者が雇用する外国人材の住環境の改善を図ることを目的とする。

## 第2 事業対象者

事業対象者は、香川県内の認定農業者及び認定新規就農者（以下「事業実施者」という。）とする。

## 第3 事業の実施

### 1 事業実施計画の承認申請

事業実施者は、補助事業に申請しようとする場合は、事業実施計画承認申請書（第1号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

### 2 事業実施計画の変更等

事業実施者は、事業実施計画に記載された事項のうち次に掲げる事項の変更をしようとする場合は、事前に変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業費の3割以上の増減
- (2) 事業の中止
- (3) 事業実施者の変更

### 3 利用状況報告書の提出

事業実施者は、事業終了年度の翌年度から3年間、対象施設の利用状況等について、利用状況報告書（第3号様式）を毎年6月30日までに提出するものとする。

### 4 その他

事業実施者は、補助事業の計画及び実施にあたり、自らの責任において都市計画法、建築基準法、農地法その他の関係法令等を遵守するものとし、必要に応じて国・県・市町等関係機関の指示を受けるものとする。また、事業実施にあたり各種許可を得る必要があるときは、事業実施計画承認申請書（第1号様式）に許可を得たことが確認できる書類の写しを添付するものとする。

## 第4 電子情報処理組織を使用して行う手続の特例

- 1 第3の規定による申請又は報告については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われる申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

## 第5 補助対象経費

補助事業の補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）は次に掲げる経費とし、補助対象経費の合計額が25万円（税抜）以上となる場合に限るものとする。

- 1 施設費 対象施設の新築・増築・改修に係る建築工事に要する経費とする。ただし、設計費、撤去費、造成費、消耗品費は含まない。
- 2 設備費 対象施設と構造上一体となっている付帯設備（電気、ガス、給排水、トイレ、空調、シャワー、通信設備等）の新設、更新に要する経費（工事費を含む）とする。ただし、撤去費、消耗品費は含まない。

## 第6 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額以内を補助するものとし、ただし、以下のとおりとする。

- 1 1 施設当たりの補助上限額は、居住する外国人材数に 20 万円を乗じた額とする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を除き算出するものとする。ただし、免税事業者においては、免税事業者届出書（第 4 号様式）を提出した場合は、この限りでない。

## 第 7 事業実施期間

事業の実施は、事業実施年度の 3 月末日までとする。

## 第 8 その他

- 1 同一事業者が、事業実施年度に同一内容で、国、県、市町等から補助金交付を受ける場合には、本補助事業には申請できないものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。

第1号様式

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業実施計画承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
事業実施者  
代 表 者

このことについて、下記のとおり、農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業に申請したいので、同事業実施要領第3の1の規定に基づき提出します。

記

1 対象施設

(1) 居住外国人材の就労農場名

(2) 対象施設の住所

2 対象施設を整備する目的及び内容

3 補助事業の内容及び計画

単位：円

経費区分	内容	仕様・ 型番等	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						県補助金	その他	
施設費								
設備費								
計								

※ 備考欄に、消費税及び地方消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」をそれぞれ記入すること。

4 関係法令の遵守状況等 (☑を記入)

- (1) 本補助事業の実施にあたり、都市計画法、建築基準法、農地法その他の関係法令等を  
(☐遵守する)
- (2) 本補助事業の実施にあたり、関係法令等に基づく許可が (☐必要・☐不要)

5 居住する外国人材

就労農場名	人数	氏名

6 補助事業完了予定日  
年 月 日

7 添付資料

- (1) 農業経営改善計画認定申請書及び認定書の写し (認定農業者の場合)
- (2) 青年等就農計画認定申請書及び認定書の写し (認定新規就農者の場合)
- (3) 対象施設の登記簿謄本等、所有権が確認できる書類の写し (登記が必要な施設の場合)
- (4) 対象施設整備計画の図面
- (5) 対象施設の現状写真
- (6) 事業費が確認できる書類 (内訳を含む、見積書の写しは1者)
- (7) 居住する外国人材の在留カードの写し及び事業実施者のもとで農業に従事することが確認できる書類の写し
- (8) 都市計画法及び建築基準法等、関係法令等の許可を得たことが確認できる書類の写し (4の(2)で必要とした場合)
- (9) 免税事業者届出書 (第4号様式) (免税事業者の場合)
- (10) その他、香川県知事が必要と認める書類

第2号様式

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業実施計画変更承認申請書

年 月 日

香川県知事

殿

住 所  
事業実施者  
代表者

年 月 日 第 号で承認された農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業実施計画を下記のとおり変更したいので、同事業実施要領第3の2の規定に基づき提出します。

記

- 1 変更事項およびその内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 補助事業の内容及び計画

単位：円

経費区分	内容	仕様・ 型番等	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						県補助金	その他	
施設費								
設備費								
計								

※ 備考欄に、消費税及び地方消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」をそれぞれ記入すること。

※ 変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

- 4 補助事業完了予定日  
年 月 日
- 5 添付資料  
変更内容がわかる資料

第3号様式

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業に係る対象施設等利用状況報告書

年 月 日

香川県知事

殿

住 所  
事業実施者  
代表者

(元号)年度に実施した農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業について、同事業実施要領第3の3の規定に基づき、下記のとおり対象施設等の利用状況報告書を提出する。

記

1 対象施設の概要

(1) 居住外国人材の就労農場名

(2) 対象施設の住所

(3) 補助事業の内容 (補助事業実施年度が複数ある場合は、表を下に追加する。)

(年目) <sup>注</sup> 補助事業 実施年度	経費区分	内容	仕様・ 型番等	数量	単価	事業費	負担区分	
							県補助金	その他
(年目) 年度	施設費							
	設備費							
	計							

注) 補助事業実施年度の翌年度を1年目と記載し、3年目まで報告すること。

2 利用状況

(1) 対象施設に居住する外国人材数

(補助事業実施年度が複数ある場合は、表を下に追加する。)

年度	補助事業実施の有無	外国人材数
年度	有・無	
年度	有・無	
年度	有・無	

※補助事業実施年度以降、年度ごとの外国人材数を3年間分報告すること。

※補助事業実施が複数ある場合は、最終補助事業実施年度の翌年度から3年目まで報告すること。

(2) 現在居住している外国人材 (報告日時点)

就労農場名	氏名	国名	居住期間	在留資格	受け入れ 監理団体等

(3) 居住する外国人材数が前年度より減少した理由

※外国人材数が前年度より減少した場合に記入

免税事業者届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
事業実施者  
代 表 者

下記の期間については、消費税法の免税事業者であるので、その旨届け出します。

記

課税期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

備考 課税期間には、法人である場合においては営業年度、個人である場合においては暦年を記入する。